

四條畷市文化財保存活用地域計画（原案）

令和 9 年度（2027）－ 令和 18 年度（2036）

令和 9 年（2027） 3 月



も く じ

序 章	序-1
1 計画作成の背景と目的.....	序-1
2 計画期間と計画の評価・見直し.....	序-2
3 地域計画の位置づけ.....	序-3
4 本計画対象「文化財」の定義.....	序-3
5 計画の経緯と作成体制.....	序-4
第1章 四條畷市の概要.....	1-1
1 自然的・地理的環境.....	1-1
2 社会的状況.....	1-5
3 歴史的背景.....	1-15
第2章 四條畷市の文化財の概要.....	2-1
1 指定等文化財.....	2-1
2 未指定文化財.....	2-3
3 文化財の類型ごとの概要.....	2-3
第3章 四條畷市の歴史文化の特性.....	3-1
第4章 文化財に関する既往の把握調査.....	4-1
1 文化財の把握調査	4-1
2 市民活動による調査の実績	4-6
3 文化財の把握調査の現状と課題	4-8
第5章 文化財の保存・活用に関する将来像.....	5-1
1 将来像	5-1
2 基本的な方向性	5-2
第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針.....	6-1
1 文化財の保存・活用に関する課題.....	6-1
2 文化財の保存・活用に関する方針.....	6-2
第7章 文化財の保存・活用に関する措置.....	7-1

第8章 文化財の防災・防火・防犯.....	8-1
1 災害等の履歴	8-1
2 災害等の発生時に想定される各主体の役割と対応	8-2
第9章 文化財の保存・活用の推進体制.....	9-1

1 計画作成の背景と目的

四條畷市（以下、「本市」という。）では、大阪府史蹟調査会の平尾兵吾による昭和 5 年（1930）の調査により文化財の把握が開始され、昭和 46 年（1971）に文化財分布調査を実施し一層の把握を進め、昭和 50 年（1975）に専門職員を配置し、現在まで文化財行政を推進してきました。この間、令和 3 年（2021）に飯盛城跡が国史跡に指定されたのをはじめ、国指定重要文化財 1 件、大阪府指定史跡 3 件、同天然記念物 1 件、同有形文化財 4 件、本市指定有形文化財 15 件、国登録有形文化財 3 件が指定、登録されており、保護の措置が取られています。

一方、市域には未指定文化財も多く所在しており、これまでの調査で一定の把握を進めていますが、管理者、後継者の不足により文化財の適切な維持が困難なものが存在します。本市は令和 5 年（2023）に田原城跡主郭部の寄付採納を受け、保存活用事業を継続していますが、これはまさにこれまでの地域における文化財の維持管理および継承が困難になり、本市において文化財を保存、活用するための体制や仕組みづくり、施策などを見直す時期に差し掛かっていることを示しています。

平成 31 年（2019）に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）が改正施行され、新たに自治体が文化財行政全般に関する法定計画として文化財保存活用地域計画を作成することが制度化されました。

本市も、飯盛城跡国史跡指定や田原城跡寄付採納などを受け、関連する文化財を結ぶネットワークを構築した保存・活用に取り組む機運が高まっています。市内の様々な歴史文化を包括した保存、活用の取り組みを市として進める必要があります。本市文化財行政のめざす方向性を示すマスタープランであり、取組の具体的な内容を記載したアクションプランであるこの「四條畷市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という。）は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、本市の歴史文化を総合的かつ一体的に保存及び活用し、次世代へ伝えていく体制の構築や、地域社会総がかりによる文化財の次世代継承並びに郷土愛醸成に取り組むために作成しました。

2 計画期間と計画の評価・見直し

(1) 計画期間

本計画は、令和9年度（2027）から令和18年度（2036）までの10か年を計画期間とします。また、令和9年度（2027）から令和11年度（2029）までを前期、令和12年度（2030）から令和14年度（2032）までを中期、令和15年度（2033）から令和18年度（2036）までを後期と位置づけます。

表序-1 本計画の期間

計画名	年度										
	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)	R12年 (2030)	R13年 (2031)	R14年 (2032)	R15年 (2033)	R16年 (2034)	R17年 (2035)	R18年 (2036)	R19年 (2037)
第6次 四條畷市総合計画	(現計画 第2フェーズ)									(第3フェーズ)	
四條畷市 生涯学習基本方針	(現計画)										次期計画
四條畷市 文化財保存活用 地域計画	前期		中間評価		中期	中間評価		後期		最終評価	次期計画

(2) 計画の評価・見直し

地域計画の推進にあたって、前期の終了時、中期の終了時に、それぞれ地域計画に定める措置の進捗状況の確認と中間評価を行います。計画期間の最終年度となる令和18年度（2036）には計画の進捗状況を確認し、総合的に評価するとともに、上位計画である総合計画との整合を図りつつ、計画の更新を行います。

また、計画期間内に、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性を踏まえ、計画内容の変更が必要になった場合には、計画の見直しを行います。

なお、以下の内容を変更する場合は、文化財保護法第183条の4及び文部科学省令に基づき、文化庁長官の変更認定を受けます。

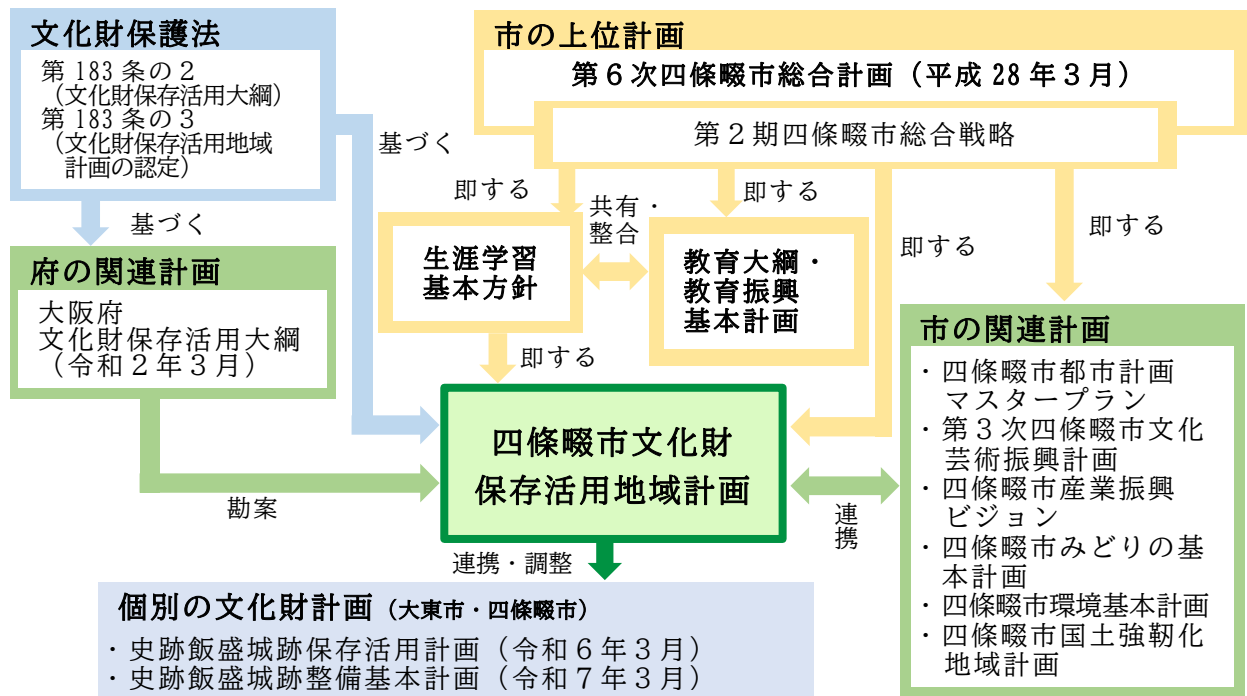
【文化庁長官に変更の認定を受ける内容】

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

上記以外の事項については、大阪府及び文化庁へ情報提供を行います。

3 地域計画の位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である四條畷市総合計画のもとに体系づけられます。また本市の文化財の保存・活用は、大阪府の方針である大阪府文化財保存活用大綱を勘案し、都市計画や景観、観光にまつわる関連計画と連携・調整を行います。本計画はこうした位置づけのもと、文化財の保存・活用に関わる取組を推進していきます。



図序-1 本計画の位置づけ

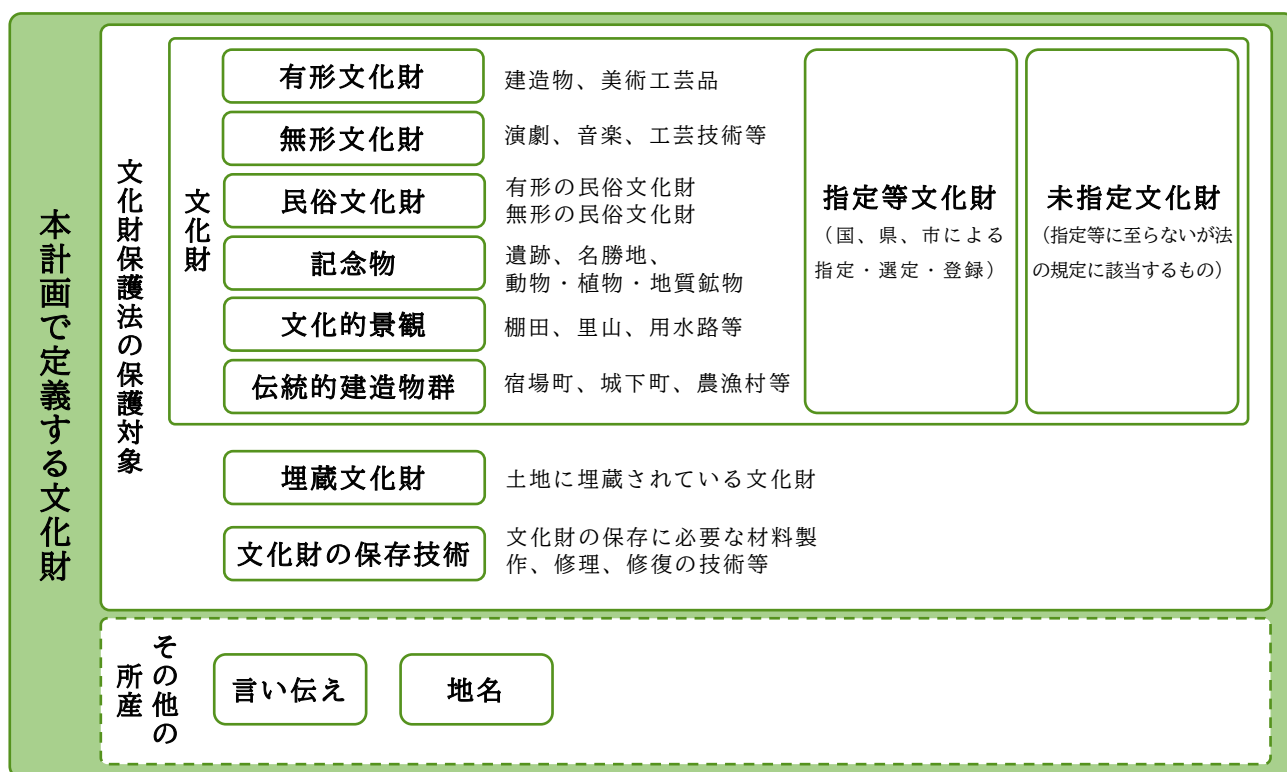
4 本計画対象「文化財」の定義

文化財保護法は「文化財」を、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」の6類型に定義しています。これらのうち重要なものを指定・選定・登録・選択することにより、「指定等文化財」として重点的に保護措置を図っています。指定等されていない文化財を、「未指定文化財」といいます。

文化財保護法は6類型に加え、土地に埋蔵された文化財である「埋蔵文化財」と文化財の保存・修理に必要な技術・技能である「文化財の保存技術」を保護の対象とします。

本市の歴史文化を物語るうえで欠かせない歴史的文化的所産は、数多く存在します。それには、文化財保護法が規定する「文化財」以外も多く含まれます。

そこで本計画では、「文化財」と文化財保護法の保護対象に加え、地域が大切に守り継承してきた歴史的・文化的所産のうち、言い伝え（伝説・伝承を含む）、地名を含めて一体的に幅広く捉えたものを「文化財」と定義し、本計画の対象とします。



図序-2 文化財の定義

5 計画の経緯と作成体制

(1) 計画の経緯

本計画の作成にあたり、令和6年度(2024)から、四條畷市文化財保存活用地域計画協議会、四條畷市文化財保護審議会を次のとおり開催し、審議会からの意見聴取、計画の具体的内容の検討と審議を行いました。

加えて、令和7年度(2025)にアンケート調査を実施しました。令和8年度(2026)には市民参加型のワークショップを開催し、計画案に対する市民意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

①四條畷市文化財保存活用地域計画協議会

日時	回数	場 所	主な議題
令和7年 3月27日	令和6年度 第1回	四條畷市役所東別館 2階 201会議室	(1) 文化財保存活用地域計画の概要と本市の現状について (2) 令和6年度第1回文化庁協議の報告について (3) 計画策定スケジュールについて (4) 令和7年度の把握調査について
令和7年 6月13日	令和7年度 第1回	四條畷市内 (フィールドワーク)	(1) 伝楠木正行墓(大阪府指定史跡) (2) 大阪府立四條畷高等学校本館(国登録有形文化財) (3) 四條畷市立歴史民俗資料館土蔵(国登録有形文化財) (4) 四條畷市立歴史民俗資料館常設展
令和7年 10月10日	令和7年度 第2回	四條畷市役所本館 3階 委員会室	(1) 地域計画の目次について (2) 序章、第1章について (3) 文化財関係団体アンケートについて (4) その他
令和8年 1月30日	令和7年度 第3回	四條畷市立歴史民俗資料館 2階 研修室	(1) 地域計画の序章と第1章の修正について (2) 文化財関係団体アンケートの結果について (3) 歴史文化の特性について (4) 課題・方針・措置、将来像について (5) その他について
令和8年 8月5日	令和8年度 第1回	四條畷市市民総合センタ ー 3階 会議室4	(1) スケジュールについて (2) ワークショップについて (3) 文化庁協議について (4) 地域計画(草稿案)、イラスト、未指定文化財リストについて (5) その他
	令和8年度 第2回		
	令和8年度 第3回		

②四條畷市文化財保護審議会

日時	回数	場 所	主な議題
令和7年 11月28日	令和7年度 第1回	四條畷市立歴史民俗資料館 2階 研修室	(1) 令和8年度の文化財行政について (2) 『四條畷市文化財保存活用地域計画』作成について (3) 第40回特別展「暗雲の彼方に光あり―戦争の記憶をたどって―」視察 (4) その他
令和8年 3月25日	令和7年度 第2回	四條畷市立歴史民俗資料館 2階 研修室	(1) 令和8年度の文化財行政について (2) 史跡飯盛城跡石垣調査の報告について

日時	回数	場 所	主な議題
			(3)『四條畷市文化財保存活用地域計画』の進捗について (4) その他
令和8年 8月26日	令和8年度 第1回	四條畷市立歴史民俗資料館 2階 研修室	(1) 令和8年度の市指定有形文化財について ①市長から四條畷市文化財保護審議会への諮問内容について ②諮問事項について (2)『四條畷市文化財保存活用地域計画（素案）』について (3) その他
	令和8年度 第2回		
	令和8年度 第3回		

③ アンケート調査

実施日時	対象	主な内容
令和7年 11月～12月	文化財関係団体会員 (大阪府文化財愛護推進委員、 四條畷市歴史サポーター)	・市内外に発信したいと思う四條畷市の歴史・文化 ・文化財の情報取得方法 ・文化財や関連する場所に行く目的 ・文化財を守り、後世へ引き継ぐための取組み など

④ ワークショップ

日時	対象	主な内容
令和8年4月25日	市内在住、在勤、在学	西部地域フィールドワーク（約3.2km）
令和8年4月29日	市内在住、在勤、在学	東部地域フィールドワーク（約3.2km）
令和8年5月23日	市内在住、在勤、在学	フィールドワークのフィードバック

⑤ パブリックコメント

日時	主な内容
令和8年 月 日 ～ 月 日	

(2) 作成体制

① 四條畷市文化財保存活用地域計画協議会（令和7年3月27日発足）

（令和9年3月現在）

氏名	部門	所属
菱田 哲郎	学識経験者	兵庫県立考古博物館 館長
野島 稔	学識経験者	四條畷市立歴史民俗資料館 館長/四條畷市文化財保護審議会 会長
東 昇	学識経験者	京都府立大学 教授
諫早 直人	学識経験者	京都府立大学 准教授

氏名	部門	所属
平岡 香子	文化財の管理者	大阪府立四條畷高等学校 校長
田伏 美智代	文化財の保存活用団体関係者	大阪府文化財愛護推進委員/四條畷市文化財保護審議会 委員
横山 幸子	文化財の保存活用団体関係者	畷古文化研究保存会
北河 耕治	文化財の保存活用団体関係者	四條畷「だんじり」「蒲団太鼓」連合会
小宮 宮子	文化財の保存活用団体関係者	なわてボランティアガイド「ゆずりは」
石塚 洋一	商工団体関係者	四條畷市商工会事務局長
神谷 悠実	関係行政機関の職員	大阪府教育庁文化財保護課 総括主査
豊留 利永	本市の職員	総合政策部長
笹田 耕司	本市の職員	市民生活部長
足立 聡	本市の職員	都市整備部長
開 康成	本市の職員	教育次長兼学校教育部長
西尾 佳岐	本市の職員	地域協働部長（旧社会教育部長）

※令和８年度機構改革に伴い、令和８年４月１日付で社会教育部は地域協働部へ名称変更となりました。

（参考）過去委員

氏名	部門	備考
稲葉 剛	文化財の管理者	大阪府立四條畷高等学校 校長（～令和６年度）
三好 英樹	関係行政機関の職員	大阪府教育庁文化財保護課 総括主査（～令和６年度）
西尾 佳岐	本市の職員	総合政策部長（～令和６年度）
阪本 武郎	本市の職員	学校教育部長（～令和７年度）
藤岡 靖幸	本市の職員	社会教育部長（～令和６年度）

②四條畷市文化財保護審議会

（令和９年（2027）３月現在）

氏名	役職	備考
野島 稔	会長	四條畷市立歴史民俗資料館長 専門：日本考古学
吉原 忠雄	副会長	元大阪大谷大学教授 専門：日本美術、仏教美術史
山中 浩之	委員	大阪府立大学名誉教授 専門：近世社会文化史
佐野 喜美	委員	四條畷市立歴史民俗資料館 前館長
田伏 美智代	委員	大阪府文化財愛護推進委員